



11月12日(木)~25日(水)は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間

「男女が互いに尊重し合う意識」「暴力は許さない意識」をみんなが持ち、一人ひとりの個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、女性に対する暴力のない社会づくりを進めましょう。

◎問い合わせ コミュニティ文化課 ☎ 23-2121

相談電話 都城市女性総合相談 ☎ 23-7157 (平日の10時~16時)



女性の人権を侵害する「許されない」行為

女性に対する暴力には、夫や恋人、パートナーからの

暴力(DV・ドメスティック・バイオレンス)、性犯罪、売買春、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など、さまざまな形があります。



これらの行為は、女性に恐怖心や不安を与え、活動を束縛し、自信を失わせるなど人権を侵害します。暴力は、性別や加害者、被害者の間柄に関係なく、決して許される行為ではありません。



DV関連の相談が増加

昨年度、市の女性総合相談に寄せられた相談件数は795件。夫婦や恋人などパートナー間の問題に関する相談が393件と多く、そのうちDV被害者からの相談が169件となっています。

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、DV関連の相談が増加。9月末時点で、相談総数501件のうち186件を占めています。



女性に対するさまざまな暴力

● 親しい間で起こる暴力「DV」

内閣府が平成29年度に行った「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者から暴力を受けたことがある人のうち、その子どもも配偶者から心理的虐待や身体的虐待など、何らかの虐待を受けたと回答した人は21%。

また、直接、子どもに向けた行為でなくても、子どもの目の前でDVを行うことは、心を深く傷付け、心理的虐待になります。

● 性的嫌がらせ(セクシャル・ハラメント)

相手を不快にさせる、性的な発言や行動。相手が不快に感じれば、それは暴力です。



無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)

性別についての情報がないのに、「消防士」と聞いて「男性の仕事」、「看護師」と聞いて「女性の仕事」と決め付けていませんか。無意識の偏見により、それに基づいた悪意のない差別的な発言や行動につながることで、相手を傷付けます。

DVを「受けていない」か

「っていないか」チェック!

心当たりはありませんか。1つでもチェックが付けば、注意が必要です。

- 叩いたり殴ったりする
- 殴るふりや蹴るふりをする
- 性格や考え方などを責め立てる
- ささいなことで怒鳴ったり、物に当たったりする
- 生活費を渡さない(少額しか生活費を渡さない)
- 電話などの履歴をチェックする
- 付き合いを制限する
- 「家事や子育ては女の仕事」と決め付ける

男女共同参画川柳募集

日々の暮らしの中で、あなたが感じたことや体験したことを、五七五の川柳にしてみませんか。作品は、男女共同参画推進や啓発に活用されます。

● 応募締切 11月27日(金)

● 応募方法 市役所1階総合案内や各総合支所、各地区市民センターなどで配布または、市ホームページで入手できる応募用紙に作品と必要事項を記入し、持参または郵送、ファクス、メールで男女共同参画センター(コミュニティ文化課内・〒885-8555)

詳しくは、市ホームページを確認ください。

申問 男女共同参画センター ☎ 23-2121

